

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

令和7年 5月1日現在

1 事業所概要

名称	つどいの家・よかつたね		
住所	〒910-0003 福井市松本2丁目25番16号		
管理者	澤邊 浩隆		
TEL	(0776) 27-5843	FAX	(0776) 27-5817
指定番号	1890100017 (H18.4.1 指定)		
事業の実施地域	福井市		
利用受け入れ基準	福井市在住(住民票がある) 要支援1~2 要介護1~5の判定を受けている		
営業日	365日営業		
営業時間	通いサービス 6:00~22:00 訪問サービス 24時間体制 宿泊サービス 22:00~6:00		
職員体制	管理者(介護従業者兼務) 常勤 1名 介護支援専門員(同上) 非常勤 1名 介護従業者 法令で定める基準以上とする。		
協力医療機関	オレンジホームケアクリニック 福井市田原1丁目2-20 TEL 0776-21-3333 ヒロ歯科クリニック 福井市文京2丁目17-1 TEL 0776-25-4618		
第三者評価	未実施		
運営推進会議を活用しての外部評価	平成27年度以降 年1回実施		

※常時電話での連絡が可能なので緊急時も速やかに対応できます。緊急やむをえない理由により、
通い及び宿泊の定員を一時的に超える場合もあります。

2 利用料金について (1) 利用料(一ヶ月の自己負担額)

	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	3,250 単位/月	3,305 円	6,611 円	9,916 円
要支援2	6,972 単位/月	7,091 円	14,181 円	21,272 円
要介護1	10,458 単位/月	10,636 円	21,272 円	31,907 円
要介護2	15,370 単位/月	15,631 円	31,263 円	46,894 円
要介護3	22,359 単位/月	22,739 円	45,478 円	68,217 円
要介護4	24,677 単位/月	25,097 円	50,193 円	75,290 円
要介護5	27,209 単位/月	27,672 円	55,343 円	83,015 円
中山間地域等における 小規模事業所加算		小規模多機能型居 宅介護費の10%	同左	同左
初期加算	30 単位/日	31 円	61 円	92 円
認知症加算(Ⅰ)※2	920 単位/月	936 円	1,871 円	2,807 円
認知症加算(Ⅱ)※2	890 単位/月	905 円	1,810 円	2,715 円
認知症加算(Ⅲ)※2	760 単位/月	773 円	1,546 円	2,319 円
認知症加算(Ⅳ)※2	460 単位/月	468 円	936 円	1,403 円
若年性認知症利用者受入加算	800 単位/月	814 円	1,627 円	2,441 円
看護職員配置加算(Ⅰ)※2	900 単位/月	915 円	1,831 円	2,746 円
看護職員配置加算(Ⅱ)※2	700 単位/月	712 円	1,424 円	2,136 円
看護職員配置加算(Ⅲ)※2	480 単位/月	488 円	976 円	1,464 円
看取り連携体制加算※2	64 単位/日	65 円	130 円	195 円
訪問体制強化加算	1,000 単位/月	1,017 円	2,034 円	3,051 円
総合マネジメント体制強化加算Ⅰ	1,200 単位/月	1,220 円	2,441 円	3,661 円
総合マネジメント体制強化加算Ⅱ	800 単位/月	814 円	1,627 円	2,441 円
生活機能向上連携加算Ⅰ	100 単位/月	102 円	203 円	305 円
生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位/月	203 円	407 円	610 円
口腔・栄養スクリーニング加算	20 単位/回	20 円	41 円	61 円

科学的介護推進体制加算	40 単位／月	41 円	81 円	122 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	750 単位／月	763 円	1,526 円	2,288 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640 単位／月	651 円	1,302 円	1,953 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	350 単位／月	356 円	712 円	1,068 円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100 単位／月	102 円	203 円	305 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位／月	10 円	20 円	31 円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位※1の 14.9%	同左	同左	同左

1 単位 10.17 円

*1 小規模多機能型居宅介護費と各種加算(介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算は除く)の合計

*2 要介護の方のみ対象の加算

・各種加算について該当する場合は費用負担があります。

・生活保護その他、利用料が減額又は免除となる方の場合は、この限りではありません。

（2）その他の費用

朝食代	520 円	昼食代	650 円	夕食代	650 円	おにぎり	120 円	おやつ以外飲料
おかげのみ	380 円	おかげのみ	510 円	おかげのみ	510 円	おやつ	100 円	50 円

宿泊費	洗濯費		小パット	30 円
宿泊(1泊) 1500 円 テレビ貸与(1日)50 円	200 円	入浴 1 回の着替え分かシーツのみ	中パット	50 円
	300 円	入浴 1 回の着替え分×2 倍以上相当	大パット(ナイト用)	150 円
	100 円	ズボン・下着・タオルのみ等	紙リハビリパンツ M・L	100 円
	レクリエーション費		紙おむつ M・L	120 円
	実費			

3 事故発生時における対処方法

利用者に対する(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行います。

4 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

措置の概要

1 利用者からの相談または苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置
①事業所内に苦情・相談・虐待専用の窓口を設置する。
②常設窓口 【住所】福井市松本2丁目25番16号 【名称】 つどいの家・よかつたね 【TEL】0776-27-5843 【受付担当者】ケアマネージャー 山口孝俊・嶋田智香・道場美幸 【FAX】0776-27-5817 【解決責任者】管理者 澤邊浩隆
2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順
①窓口の担当者が利用者及びその家族からの苦情、相談を受け付け、その問題解決にあたる。又その内容、解決方法を記録し管理者に報告する。
②窓口担当者で解決困難な場合は、管理者及び対象となっている部署の責任者と協議し、利用者及びその家族の問題解決にあたる。
③事業所内で解決困難な場合は、保険者又は地域包括支援センターと連携し当該利用者及びその家族の問題解決にあたる。
④③での解決が困難な場合は、国民健康保険団体連合会に(以下「国保連合会」とする。)申し立てができる旨を伝え、本人及びその家族が国保連合会へ苦情申し立てを希望する場合には、それに協力する。
⑤処理の改善を図った後、処理内容及び改善結果内容を利用者及びその家族に確認してもらい、その後も状況観察を行い、再発防止に努める。
⑥処理についての成果等を記録する。
3 その他参考事項
①普段から苦情の出ないよう、定期的に職員の研修等を行いサービスの質の向上に努める。
②利用者からの相談、苦情、虐待に対しては、常に利用者の立場に立って、利用者の意思を尊重した対応に努める。
③県・国保連合会及び市町村からの指導、調査協力依頼、問い合わせ等があった場合には速やかに協力するとともに、必要な改善を行う。要求に応じて必要な改善内容の報告を行う。